

松江市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業費補助金
補助金交付の目的	土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に居住する住宅所有者等に対し、住宅補強に要する費用の一部を補助することにより、市民の生命及び身体を保護し、土砂災害防止対策の推進を図ることを目的とする。
補助金の交付対象経費	住宅補強（建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に規定する構造方法に基づく外壁等の施工により住宅を新築し、又は増改築を行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する設計費（建築確認申請費用を含む。）及び工事費並びに既存建物の解体費とする。
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付対象経費の23パーセントの額（ただし、この要綱に定める補助金以外で、この補助金と同様の趣旨の補助金（以下「他の補助金」という。）の交付を受ける場合は、補助金の額から当該他の補助金の額を差し引いた額とする。）とし、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。 (1) 設計費 100千円 (2) 工事費 1,100千円 (3) 解体費 500千円
補助事業者の範囲	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にある居住の用に供する住宅（長屋、共同住宅及び店舗等の用を兼ねるものを含む。）の敷地内において、住み替えるための住宅を新

	築し、又は当該住宅の住宅補強のための増改築を行う者
終期	令和8年3月31日

(指導監督)

第3条 市長は、事業の円滑な進捗を図るため、補助事業者に対して必要な指示を行い、報告書の提出を求めることができる。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。